

2 平常時の危機管理について

(1) 未然防止に向けた取組

ア 危機管理体制の確立（ひと・もの・組織・情報）

想定される災害に対処する計画策定及び施設・設備に関する定期点検等により、危機管理体制を確立する。

イ 安全点検の実施

毎月初めに定期的な安全点検を実施し、改善の必要な箇所については、随時対応するようにする。

ウ 避難訓練等の実施

日ごろから、幼児児童生徒に対して、緊急時の安全な行動の取り方について理解させておくとともに、様々な場面を想定した避難訓練を定期的実施する。

エ 教職員の研修

災害発生時等において、幼児児童生徒に的確な指示や迅速な避難誘導ができるよう研修・訓練を実施する。

また、ヒヤリハットの事例について、随時情報の共有と研修を行い、日常の危機管理意識を高める。

オ 幼児児童生徒・保護者への啓発

一人一人の幼児児童生徒への継続的な啓発と併せ、保護者に対する周知と啓発を行う。

カ 地域とのパートナーシップ

幼児児童生徒の安全確保や学校の防犯・防災体制確立のためには、地域の住民や関係機関等とのパートナーシップが重要であり、日ごろから自治会や防犯協会、警察・消防署等と十分に連携し、地域の協力を得ながら災害等の未然防止に努める。

(2) 平常時の危機管理

ア 来校者への対応

正門及び南門からの来校者の状況については、事務室を中心に、モニター等を活用して常時把握する。玄関からの来校者については、記録簿を置き、必要な事項について記録を促すとともに、名札の着用をお願いする。また、南門については、午前10時をめぐりに閉門する。

イ 校内巡視

教頭を中心に午前・午後の2回行い、幼児児童生徒の活動の状況について把握に努める。緊急の場合は、放送設備等を活用して周知を図る。

ウ 夜間や休日等の勤務時間以外に緊急事態が発生した場合に備え、緊急連絡網を整備する。また、職員の動静についても朝会等で確認し、できる限り教職員間での周知を図る。

※ 目配り、気配り、心配り